

令和元年度第2回天童市総合教育会議

日 時 令和元年11月21日（木）
午前9時30分から
場 所 本庁舎3階会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 協議・調整事項
 - (1) 天童市教育大綱の策定について
 - (2) その他
- 4 閉会

天童市教育大綱の策定について

総務部総務課

1 天童市教育大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定した現在の天童市教育大綱の計画期間が令和元年度までとなっているため、令和2年度からの新たな大綱について、令和元年度中に策定しようとするもの。

2 教育大綱策定検討委員会について

庁内の関係部課長等により組織し、総合教育会議に付議するための素案の作成及び検討を行うもの。

3 大綱策定に係るこれまでの経過

(1) 第1回総合教育会議

- ・ 令和元年6月25日（火）
- ・ 大綱の策定方針、スケジュール等について説明

(2) 教育大綱策定検討委員会設置要綱（別紙）の策定

- ・ 令和元年7月23日（火）

(3) 第1回教育大綱策定検討委員会

- ・ 令和元年8月21日（水）
- ・ 大綱の策定方針、スケジュール等について説明
- ・ 大綱の素案の作成について依頼

(4) 第2回教育大綱策定検討委員会

- ・ 令和元年10月31日（木）
- ・ 大綱の素案の検討

(5) 第2回総合教育会議

- ・ 令和元年11月21日（木）
- ・ 大綱の素案の提案及び協議

4 今後のスケジュール

(1) 第3回教育大綱策定検討委員会（令和元年12月）

(2) 部長会への説明（令和2年1月）

(3) 議会（総務教育常任委員会）への説明（令和2年1月）

(4) パブリック・コメントの実施（令和2年2月）

(5) 第3回総合教育会議（令和元年3月）

- ・ 大綱の合意

天 童 市 訓 令 第 1 1 号
天童市教育委員会訓令第 8 号

庁 中
出先機関

天童市の教育等の振興に関する大綱策定検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和元年 7 月 2 3 日

天童市長 山 本 信 治

天童市の教育等の振興に関する大綱策定検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）

第 1 条の 3 の規定に基づき、天童市の教育等の振興に関する大綱（以下「大綱」という。）を策定するため、天童市の教育等の振興に関する大綱策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、大綱の策定に関し、天童市総合教育会議に提案するための案を検討し、及び作成する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否が同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令達の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

天童市の教育等の振興に関する大綱策定検討委員会委員

区 分	職 名
委 員	総務部総務課長
委 員	健康福祉部健康課長
委 員	健康福祉部子育て支援課長
委 員	市民部文化スポーツ課長
委 員	教育委員会学校給食センター所長
委 員	教育委員会学校教育課長
委 員	教育委員会生涯学習課長

※ 教育大綱の素案は、後日、パブリックコメントを実施する際にホームページに掲載いたします。